

# 平成28年度 市税改正のあらまし

## 平成28年度地方税法等の主な改正

### 個人住民税

#### ○医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)の創設

(平成29年1月1日から平成33年12月31日までの購入に適用)

健康の維持増進や疾病の予防への取り組みとして検診や予防接種などを受ける人が、スイッチOTC医薬品(※1)を年間12,000円を超えて購入した場合には、その超えた額(年間の上限額88,000円)について所得控除をする特例を創設します。

なお、この特例は現行の医療費控除との併用はできません。

※1 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

### 法人住民税

#### ○法人住民税法人税割の税率の引き下げ

(平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

地方自治体間の財政力格差を縮小するため、消費税率が10%へ引き上げられた際に、法人住民税法人税割の税率を次のとおり引き下げ、この引き下げ分を地方交付税の原資とするものです。

	現 行		改正後		引下げ分 計5.9%
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率	
法人市民税	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%	3.7%
法人県民税	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%	2.2%

#### 本市の法人市民税法人税割の税率

資本金等の額による区分	現 行	3.7%引下げ後
10億円以上の法人	12.1%	8.4%
5億円以上10億円未満の法人	10.9%	7.2%
5億円未満の法人等	9.7%	6.0%

## 軽自動車税

### ○軽自動車税の見直し

#### (1) 環境性能割の創設

(平成29年4月1日取得分から適用)

自動車取得税(県税)を、消費税率が10%へ引き上げられた際に廃止し、自動車税(県税)と軽自動車税に、それぞれ「環境性能割」を創設します。

これに伴い、現行の自動車税を自動車税種別割とし、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とします。

#### 軽自動車税環境性能割

- ・課税標準：軽自動車の取得価額
- ・税率：非課税から2%まで
- ・賦課徴収：都道府県

#### 軽自動車税環境性能割の税率（乗用車の例）

区 分		税 率	
		自家用	営業用
電気自動車等(※2)		非課税	非課税
ガソリン車、	平成32年度燃費基準+10%達成車	1.0%	0.5%
ガソリンハイブ	平成32年度燃費基準達成車		
リッド車(※3)	平成27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%
上記以外の車			2.0%

※2 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）をいう。

※3 電気自動車等を除くガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

(2) 軽四輪等(三輪以上の軽自動車)に係る税率の特例措置(グリーン化特例)の延長

(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの取得分に適用)

軽自動車税における現行のグリーン化特例の適用期限を1年延長し、平成28年度に新規取得した軽四輪等について、平成29年度分の軽自動車税種別割について、その燃費性能に応じて税率を軽減します。

対 象 車		内 容
軽乗用車	軽貨物車	
電気自動車等(※4)		税率をおおむね75%軽減
平成32年度燃費基準 +20%達成車(※5)	平成27年度燃費基準 +35%達成車(※5)	税率をおおむね50%軽減
平成32年度燃費基準 達成車(※5)	平成27年度燃費基準 +15%達成車(※5)	税率をおおむね25%軽減

※4 電気自動車、天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)をいう。

※5 ガソリン車、ハイブリット車は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

【参考】 特例措置を適用した場合の標準税率(例)

車種区分	標準税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減
四輪以上の 自家用乗用車	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円